

少年矯正を考える有識者会議 矯正局報告



有明高原寮

平成22年1月26日（火）
法 務 省 矯 正 局

広島少年院不適正処遇事案

- 平成21年4月2日 事案発覚
- 主として4名の同院一般職員による100件を越す暴行等の事案
- 現職法務教官が特別公務員暴行陵虐罪により逮捕・起訴
- 合計21名にわたる行政処分

広島少年院不適正処遇事案を踏まえて 講じた措置等

○ 広島少年院における対応

- ・ 少年、保護者への謝罪対応
- ・ 心のケアを目的とする支援再鑑別
- ・ 収容停止措置 等

○ 矯正局における対応

- ・ 広島少年院不適正処遇事案対策委員会
- ・ 調査・分析と再発防止策の検討 等

広島少年院不適正処遇事案に関する調査・分析

①事案の発生状況等

- ・ 懲戒処分事案発生場所・時期等

②4職員に認められた問題点

- ・ 人権意識の著しい低下
- ・ 処遇の適正運用の軽視

③幹部職員に認められた問題点

- ・ 監督者としての厳格で緻密な勤務姿勢の欠如

④一般職員に認められた問題点

- ・ 黙認, 依存体質
- ・ 当事者意識の欠如

⑤現行制度に認められた問題

- ・ 院長申立制度補強, 上級官庁の監査強化の必要

再発防止に向けて講じた主な措置

1 在院者の不服申立制度の創設等

- (1) 法務大臣及び監査官に対する苦情申出制度の創設→上級官庁による不服の直接把握
- (2) 院長申立制度の改善→秘密性の担保と説明の徹底
- (3) 幹部職員による定期的全在院者面接制度の創設→在院者の心情把握と不服の早期発見

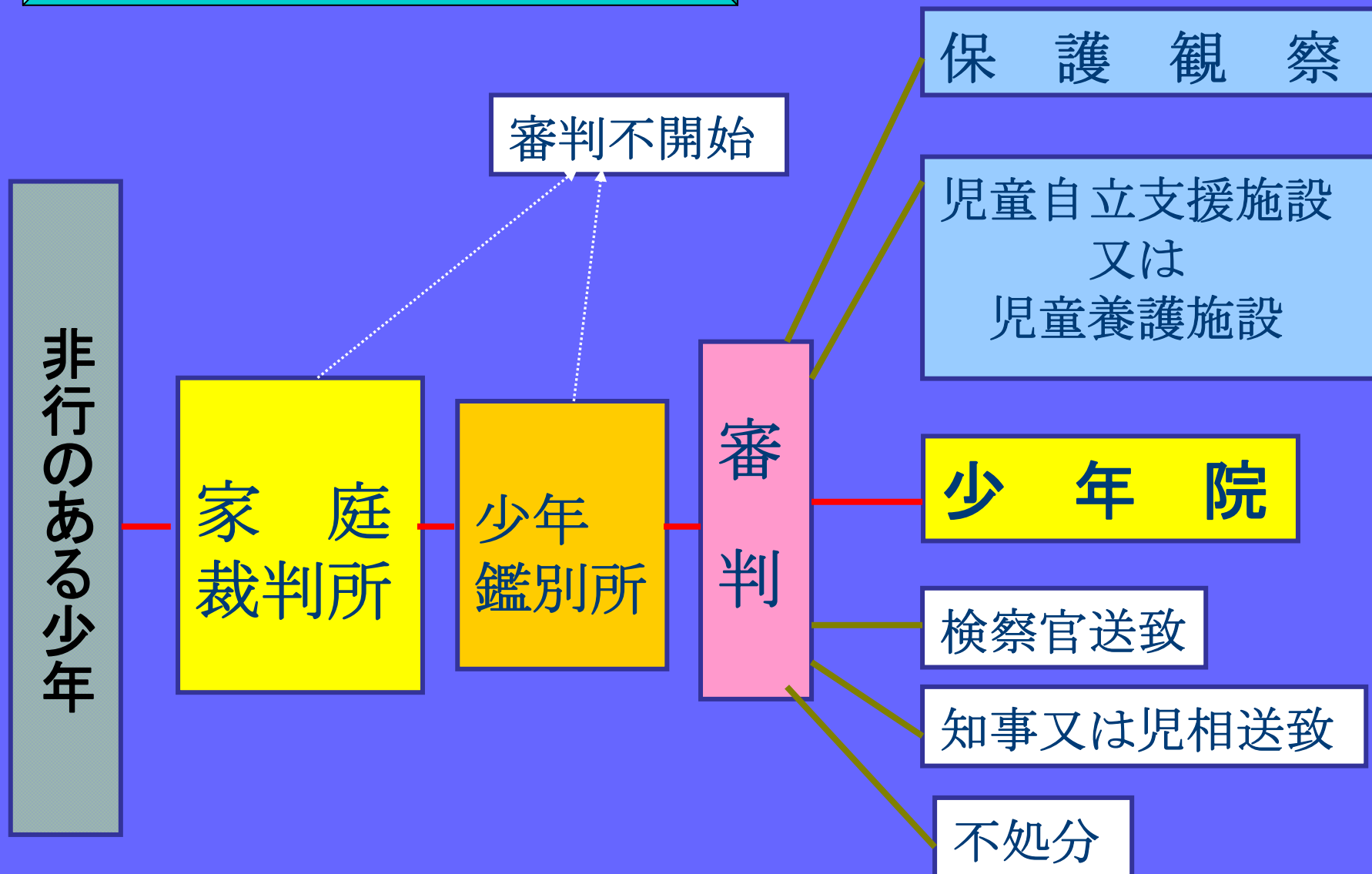
2 監査における在院者等への面接の導入

3 法務教官に対する研修の充実

少年鑑別所の概要



少年処遇の流れ



■少年鑑別所の設置目的

少年院法第16条(少年鑑別所)

収 容

⇒ 観護措置により送致された者を収容するとともに

鑑 別

⇒ 家裁の行う調査・審判並びに保護処分及び懲役又は禁錮の言渡しを受けた16歳未満の少年に対する刑の執行に資するため、専門的知識に基づいて、少年の資質の鑑別を行う

■少年鑑別所のプロフィール

- 施設数

全国に52庁(分所1庁を含む。)

- 歴史

昭和24年の少年法・少年院法の施行により発足

- 収容定員

約2,600人

- 職員定員

約1,200人

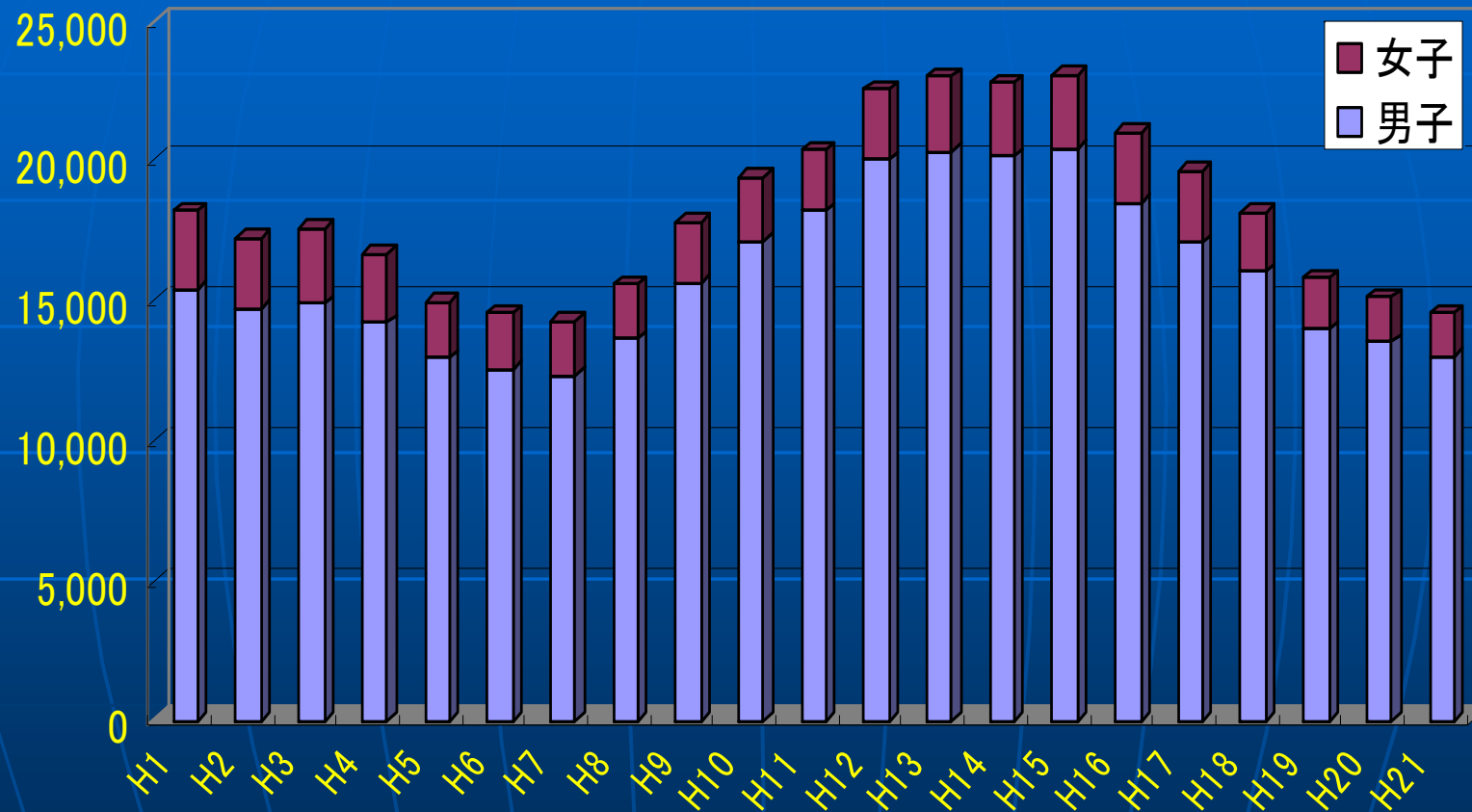
- 職員

主として、法務教官、法務技官(心理技官)

■少年鑑別所の組織体制



近年の収容状況



注 矯正統計年報Ⅱによる。平成21年は速報値。

■収容に関する特徴

■頻繁な入退所及び護送

年間1万6千件余りの入所，同数の退所（H20）
出廷，施設間移送，少年院送致等，多数の護送

■多岐にわたる入所事由

観護の措置，勾留に代わる観護の措置，勾留，鑑
定留置，仮収容，留置（更生保護法）等々

■多様な少年の属性

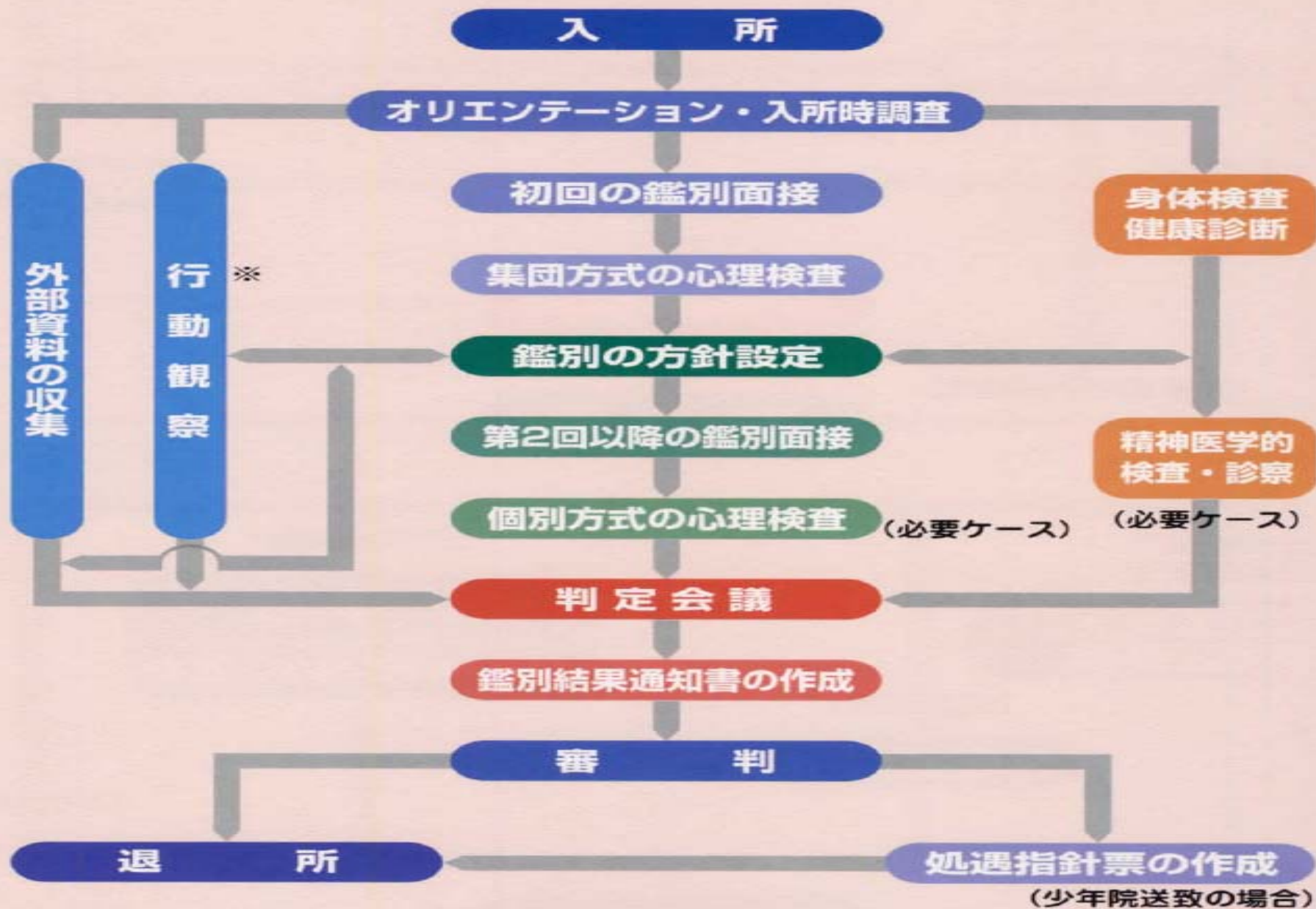
性別，年齢，非行内容，非行歴，心身の状況等の属
性が様々

■「鑑別」について

- 収容鑑別（15, 549件）
- 在宅鑑別（252件）
- 依頼鑑別（7, 809件）
- 一般少年鑑別（一般相談）（1, 104件）
（簡易な性格検査の実施を含めれば21, 385件）

注 かっこ内は平成20年の鑑別受付件数。矯正統計年報Ⅱ及び矯正局資料による。

■鑑別の流れ(収容鑑別)



■鑑別結果通知書の作成

- 鑑別判定

判定, 判定理由

- 精神状況

知能, 性格等, 精神障害

- 身体状況

一般的健康状態, 疾病又は障害, その他

- 行動観察

- 総合所見

問題点とその分析, 処遇指針, 社会的予後

■「観護処遇」について



少年たちの1日

少年鑑別所に收容された少年たちは、落ち着いた気持ちで審判を受けることができるよう、明るく静かな環境の中で、規則正しい生活を送っています。

■少年たちの一日（例）



■健全育成を考慮した処遇について

～育成的処遇～

- 退所少年の多くが地域社会に戻る現実等→健全育成を考慮した処遇の必要性
- 収容目的，法的地位等との調和を図りつつ，学習の支援，一般的教養の付与，情操のかん養等を行う
- ただし，①処遇への参加は任意であること，②非行事実があることを前提とし，少年の問題点の改善を図るような処遇としてはならないことに留意

■相談機関としての少年鑑別所

～一般少年鑑別(一般相談)～



○ 相談内容

非行, いじめ, 家庭内暴力,
交友関係等

○ 相談受付

来所(予約可能), 電話等



少年院の概要



■少年院の設置目的

少年院法第1条・第4条

収 容

⇒ 保護処分として送致された者を收容する

矯正教育

⇒ 在院者を社会生活に適応させるため、その自覚に訴え、紀律ある生活のもとに矯正教育を実施する

■ 全国少年院の配置・収容定員及び職員定員

■ 施設数

全国に52庁(分院1庁を含む)

● 男子施設 41庁 ● 女子施設 9庁

● 男女を収容する医療少年院 2庁

■ 収容定員

約5,600人

■ 職員定員

約2,400人

■ 職員

主として法務教官



少年院の組織体制 (中規模施設の例)

院長

次長

庶務課長

庶務課一般職員

庶務係

会計係

用度係

医務課

医務課長

在院者に対する診療等

首席専門官

教育部門一般職員

統括専門官(企画調整・教務)

在院者の処遇・矯正教育全般(生活指導, 職業補導, 保安警備, 行事)等の企画・立案・実施をする事務担当

事務担当職員

各寮の管理運営

例えば, 集団寮4か寮・単独寮1か寮など

1か寮ごとに, 寮主任・副主任・寮担任職員

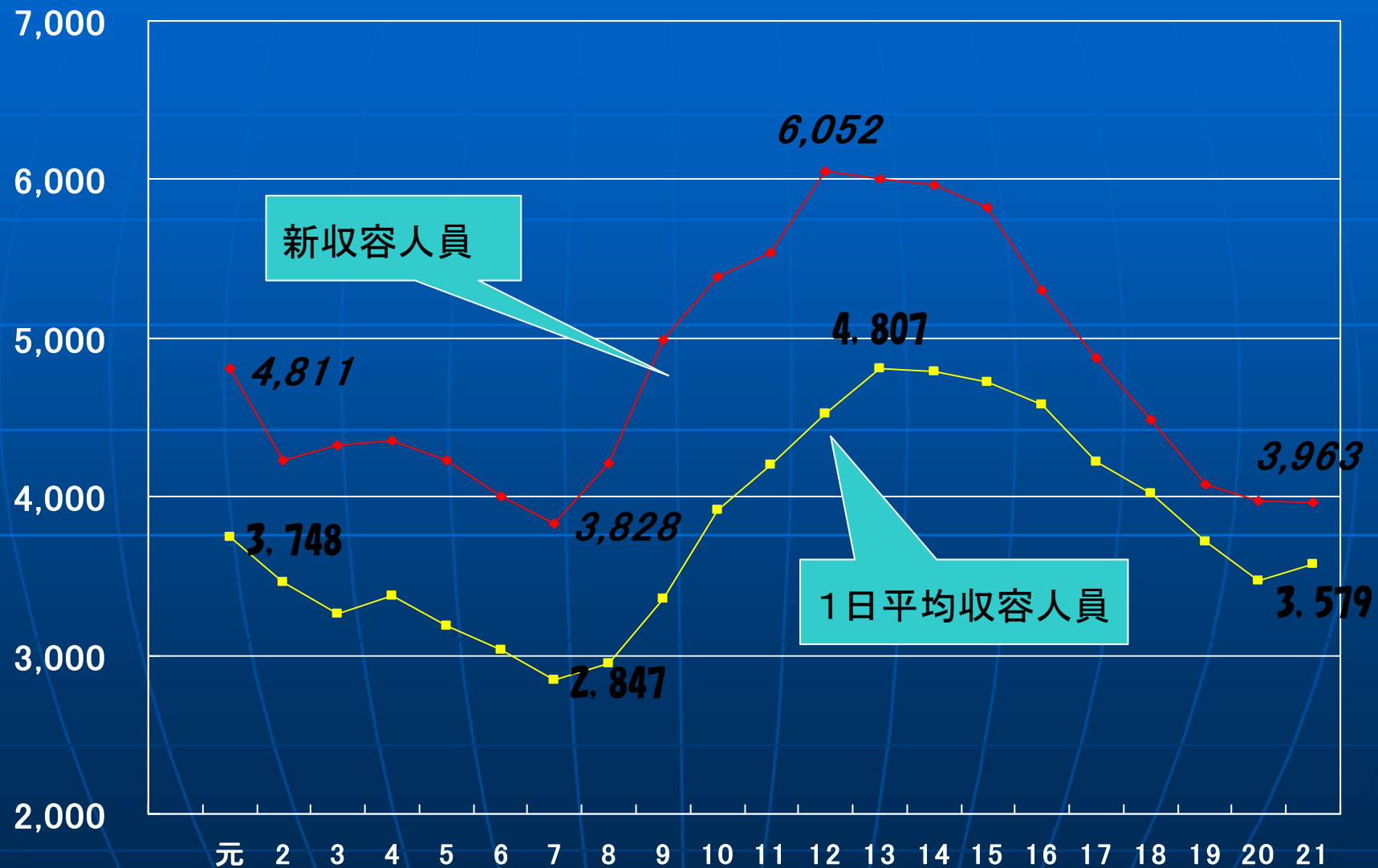
寮職員

統括専門官(分類保護)

事務担当職員

在院者の入出院時の手続, 環境調整, 保護者対応, 外部機関対応等

少年院新收容人員／1日平均收容人員(平成元年～平成21年)



出典: 矯正統計年報 * 平成21年は速報値

■ 少年院の種類

- 初等少年院

おおむね12歳以上おおむね16歳未満

- 中等少年院

おおむね16歳以上20歳未満

- 特別少年院

犯罪的傾向の進んだ, おおむね16歳以上23歳未満

- 医療少年院

心身に著しい故障のある, おおむね12歳以上26歳未満

●少年院の処遇区分・処遇課程等

① 特修短期処遇(4か月以内)

早期改善の可能性が大きく、開放処遇に適する少年

② 一般短期処遇(原則6か月以内)

早期改善の可能性が大きい少年

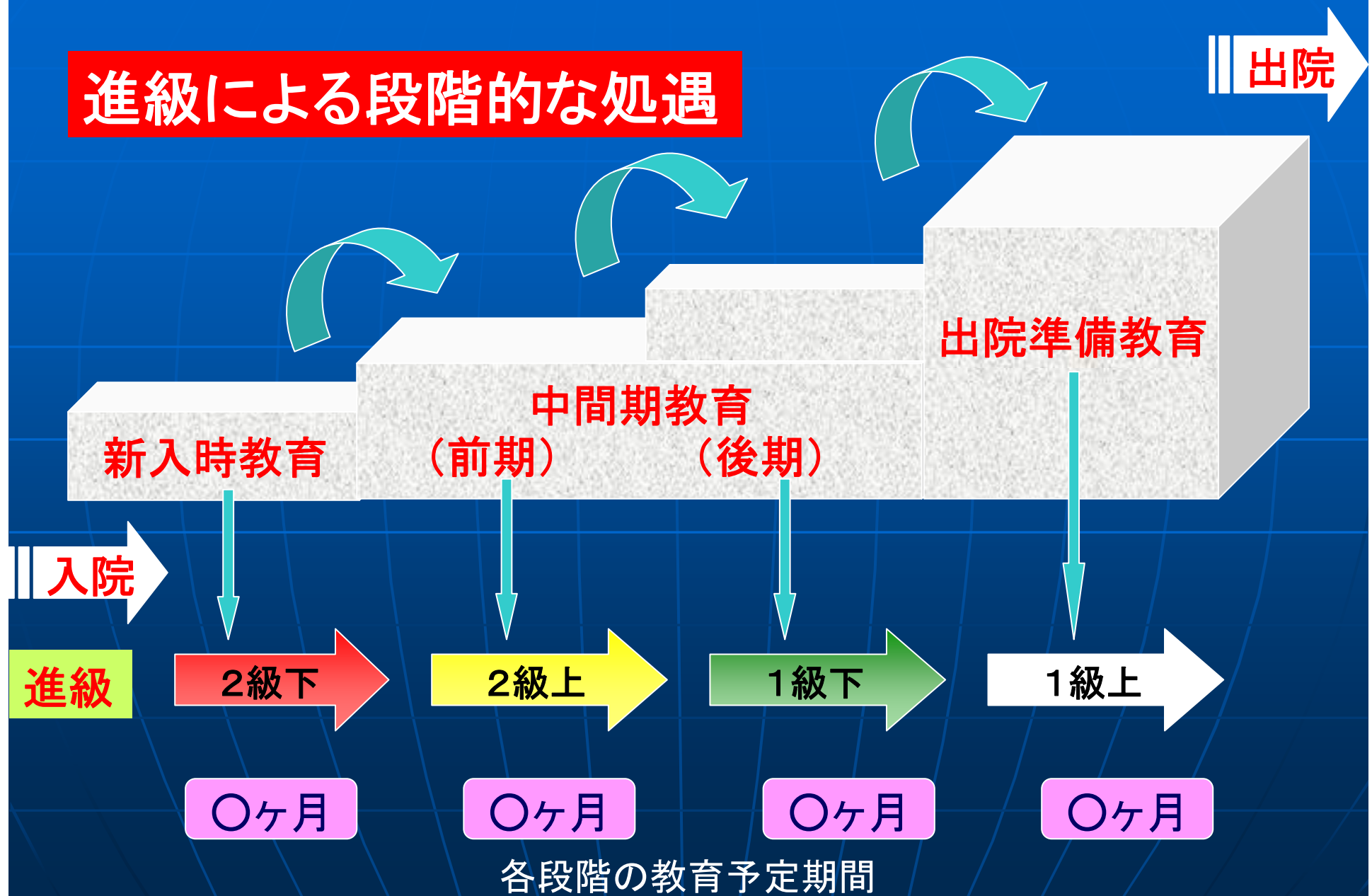
処遇課程	対象者の特徴
短期生活訓練課程 SG	社会適応力の向上が必要
短期教科教育課程 SE	教科教育の履修等が必要

③ 長期処遇(原則2年以内 標準1年程度) 短期処遇になじまない少年

処遇課程	細分	対象者
<u>生活訓練課程</u>	G1	著しい性格の偏り, 反社会的な傾向
	G2	外国人(日本人と異なる処遇が必要)
	G3	重大事件, 問題性が極めて複雑・深刻
<u>職業能力開発課程</u>	V1	職業訓練(10か月以上)
	V2	職業訓練(10か月未満)
<u>教科教育課程</u>	E1	義務教育(中学校)
	E2	高等学校教育
	E3	義務教育(小学校)
<u>特殊教育課程</u>	H1	知的障害者等
	H2	情緒的未成熟等
<u>医療措置課程</u>	P1	身体疾患
	P2	盲, ろう, あ, 肢体不自由等
	M1	精神病者等
	M2	精神病質者等

●入院から出院までの流れ

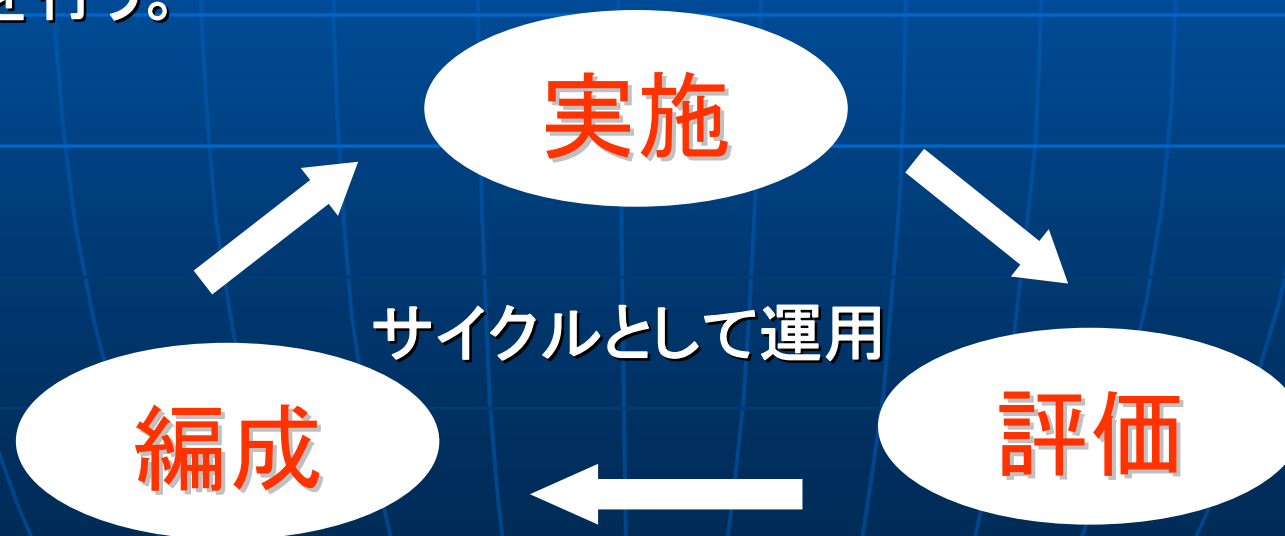
進級による段階的な処遇



●教育課程の編成・実施・評価

教育課程は、

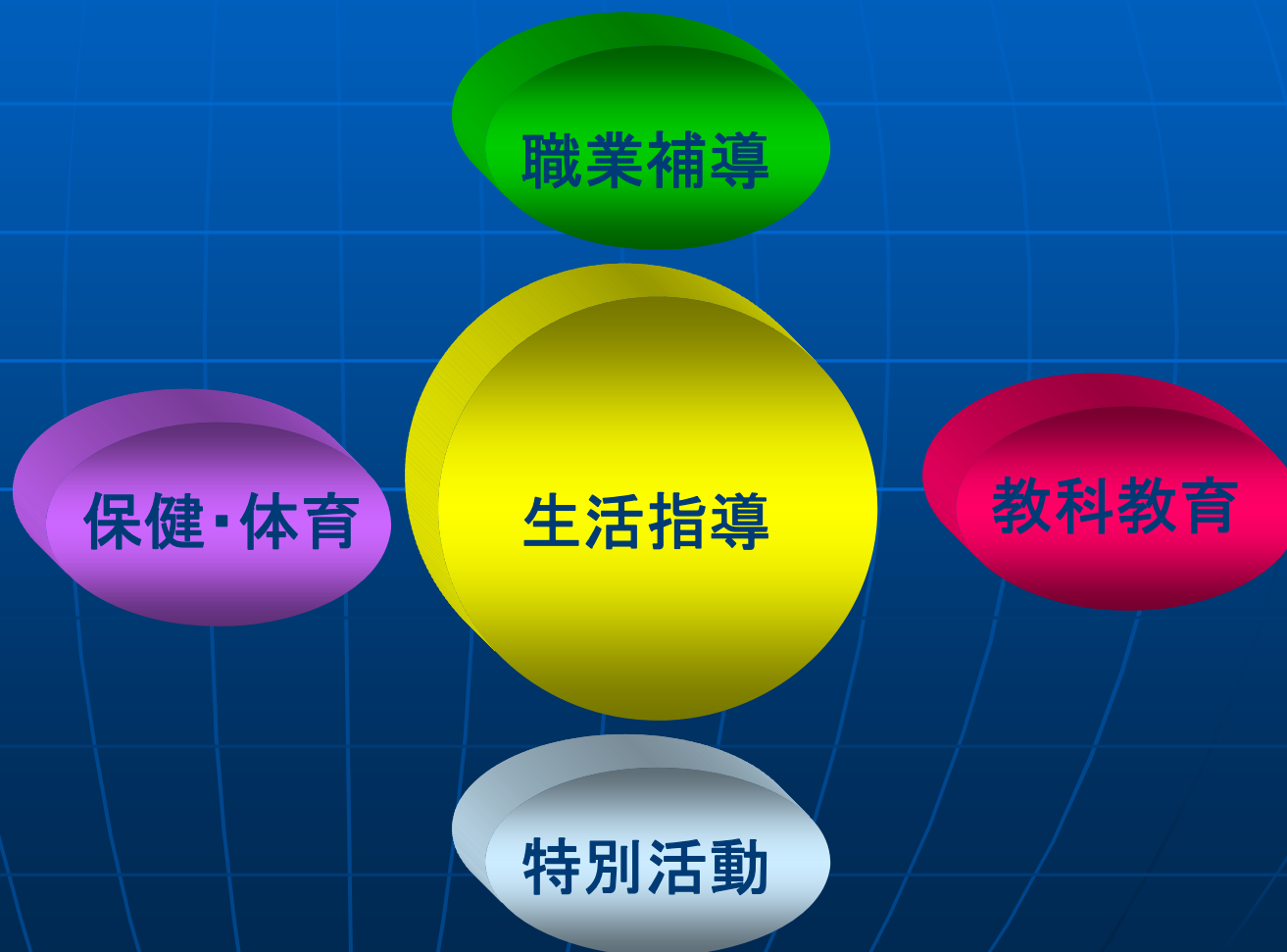
- ・意図的、計画的な教育を行うため、在院者の特性及び教育上の必要性に応じた教育内容を総合的に組織した標準的な教育計画
- ・各少年院において、処遇課程等ごとに毎年度、編成・実施・評価を行う。



■ 教育課程の5領域

少年院の教育の目標を達成するために、取り組ませるべき教育の内容を5つの領域に分けて取り組んでいます。

- 生活指導
- 職業補導
- 教科教育
- 保健・体育
- 特別活動



●個別的処遇計画と成績評価

個々の在院者の教育計画→「個別的処遇計画」



個別的処遇計画(表)

21-21 平成21年8月26日		個 別 的 処 遇 計 画 (表)				〇〇少年院			
氏 名	あい うえお [男]	決定家庭裁判所	〇〇家庭裁判所支部	入院事由	(生活訓練課程: BG1) (中等少年院送致) 決定年月日 平成21年7月24日 内容 該当なし				
	〇〇〇〇 女 平成2年4月1日生	少年鑑別所	〇〇少年鑑別所	少年鑑別所の処遇指針	① 自分の行為の結果として本件非行を受け止め、被害者に対する慰謝の気持ちを深めさせる。 ② 不良交遊を断ち切る意思を固めさせ、不良な価値観から脱却させて、規則遵守の構えを身に付けさせる。 ③ 素直に自己主張する方法や対人スキルを身に付けさせ、他者と対等で円滑な関係を築けるようにする。 ④ 家族関係を改善し、家庭に落ち着けるようにする。				
処遇上の留意点		① IQ=100 ② 収容歴～初入 ③ 国籍～日本 ④ 処遇上の留意点及び保護環境 情緒面や社会性が未熟である。視野が狭く考えを深める姿勢も乏しく、自己中心的に行動することが多い。規則や規範に対する意識も希薄で、他人のことを考えることができず、また、先の見通しを持った行動を取ることができない。主体性に欠け、前向きな意欲も持たず、不満を募らせやすい。困難にも適切に対応できず、簡単にあきらめて成り行きに任せる。対人不信感が強く、他罰的であり、その感情を適切に表現したり、自己統制したりすることができない。素直になれず、怒りや不満を爆発的に粗野な言動で表すことがある。審判には実母が出席した。							
個人別教育目標		① 本件の重大性を自覚させ、被害者に対する謝罪や自己の人生のあり方について考えさせる。 ② その場の雰囲気流されることなく、周囲や先のことを考えた言動を取らせる。 ③ 健全な対人関係を基本とした生活設計を立てさせる。							
教育課程	段階別	(新入時教育過程) 2か月 入院 ① 非行に至った原因を整理し、自己改善する意欲を持つ。 ② 助言や指導を素直に受け止め、与えられた課題を確実に果たす。 ③ 院生活に必要な基本動作及び体力を身に付ける。 (修正又は変更)				(中間期教育過程前期) 3か月 ① 本件に至るまでの生活態度について反省する。 ② 課題に粘り強く取り組む。 ③ 指導助言を謙虚に聞き入れる。 (修正又は変更)			
	到達目標	(中間期教育過程後期) 4か月 ① 命や人生について内省を深める。 ② 計画を意識しながら、今やるべきことを確認しながら行動する。 ③ 交遊関係のあり方を整理する。 (修正又は変更)				(出院準備教育過程) 3か月 ① 本件に対する謝罪や人生のあり方について再確認し、その決意を固める。 ② どのような場面でも、健全な判断・自己表現ができるようになる。 ③ 夢や目標を考えながら、現実的な努力を続ける姿勢を身に付ける。 (修正又は変更)			
教育課程	教育内容	① 非行に至った原因について内省させ、自己の問題点に目を向けさせることで、改善意欲を持たせる。 【自己点検・課題作文・内省・ロールレタリング】 ② 指示されたことを素直に受け止め、前向きに取り組む習慣を身に付けさせる。 【オリエンテーション・日記指導・自主計画学】 ③ 基本的な行動様式及び体力を身に付けさせ、職業生活の在り方について真剣に考えさせる。 【集団行動訓練・体育訓練・健康管理指導・進路指導】 * 保護者会 (修正又は変更)				① 落ち度のない被害者が亡くなっているという現実を直視させる。 【被害者の視点を取り入れた教育・非行別指導】 ② 規則に対する認識を深めさせ、善悪の判断を自律的に行えるようにさせる。 【日記指導・生活指導・課題作文】 ③ 他人の責任にすることの非建設性を自覚させ、自己の責任に徹底的に目が向けられるようにする。 【課題図書・日記指導・個別面接・内省】 (修正又は変更)			
	及 び 程 方 法	① 自他それぞれの立場から命について内省を深めさせ、本件の重さを自覚させる。 【被害者の視点を取り入れた教育・集会指導・読書指導】 ② 与えられた課題であっても、次に何をするかを常に考えさせることで、先の見通しを持った行動が取れるようにさせる。 【職業指導・生活指導・計画学習】 ③ 不満があっても強い者には従っていた自分を反省させ、どのような交友関係が必要なのかをじっくり考えさせる。 【課題作文・課題図書・個別面接】 ●問題群別指導 → しょく罪問題群 (修正又は変更)				① 目標を堅持させることで、環境に変化があっても、柔軟かつ適切に対応できるようにさせる。 ② 複雑な力関係がある中でも、自己の気持ちを適切に表現できるように、あらゆる場面を想定して学ばせる。 ③ 将来の目標と今取り組むべき課題について、主体的に意識して生活できるようにさせる。 【進路指導・自己点検・集会指導】 ◆意見発表会 ◆ハローワーク見学 ◆社会奉仕活動 ◆保護観察所往訪 (修正又は変更)			

1 生活指導

在院者の個別的な問題の改善並びに健全なもの
の見方, 考え方及び行動の仕方の育成を図る領域

- ・問題行動指導
- ・治療的教育
- ・情操教育
- ・基本的生活訓練
- ・保護関係調整指導
- ・進路指導

2 職業補導

勤労意欲の喚起並びに職業に関する知識
及び技能の習得を図る領域

- 職業訓練
- 職業指導
- 院外委嘱職業補導

3 教科教育

学校教育法に定める各学校の教科又はそれに準じる教科についての学習意欲の喚起及び学力の向上を図る領域

- ・義務教育
- ・高等学校教育
- ・補習教育
- ・院外委嘱教科教育

※平成19年度から高卒程度認定試験を少年院内で受験可能

4 保健・体育

心身の健康の回復・増進及び体力の向上を図る領域

・保健衛生 ・体育

5 特別活動

在院者に共通する一般的な教育上の必要性により、主として集団で行われる他の指導領域に含まれない領域

・自主的活動 ・院外教育活動 ・クラブ活動
・レクリエーション ・行事

■最近における主な取組み

- 保護者に対する指導, 助言その他の措置
- 再犯・再非行防止に向けた就労・就学支援
- 被害者の視点を取り入れた教育

在院者調査について

- 調査対象者

全国の少年院在院者（平成21年5月20日現在の在院中の者。広島少年院を除く。）3, 428名

- 調査方法

回答の任意性・秘密性に留意の上、記名式とした。

- 調査内容

不適正な処遇を受けた経験の有無等
少年院の教官や生活に関する意識

不適正処遇の経験の有無に関する 調査項目

- 「少年院の先生から暴力を振るわれたことがありますか」

「ある」:2.1%(73人),「なし」:95.4%(3,271人),その他(未記入等):2.5%(84人)

- 「少年院の先生から乱暴な言葉や心が傷つくような言葉を言われたことがありますか」

「ある」:11.6%(396人),「なし」:85.1%(2,918人),その他:3.3%(114人)

- 「少年院の先生から納得のいかない嫌なことをされたことがありますか」

「ある」:7.8%(267人),「なし」:87.3%(2,994人),その他:4.9%(167人)

少年院に関する意識について

%

調査項目(私が今いる少年院..)	そう思う まあそう思う	そう思わない あまりそう思わ ない
..の先生は, みんなに平等だ	58. 4	40. 1
..の先生の指導は, 納得できる	76. 7	22. 1
..の先生は, 信用できる	69. 7	28. 7
..の規則は, 厳しすぎる	29. 1	69. 5
..の規則には, 納得できない	17. 3	81. 0
..でやることは, 意味のないものばかりだ	13. 1	85. 5
..の生活は, 立ち直るために役に立つと思う	80. 7	17. 9
..の雰囲気は, 余り好きではない	34. 6	64. 0
..は雰囲気は, 安心して生活できるところだ	70. 9	27. 8

職員意識調査について

- 調査対象者

少年院に勤務する職員（平成21年6月現在）

※研修所入所中・育児休業中等除く。

有効回答数 2,292人

- 調査方法

無記名式

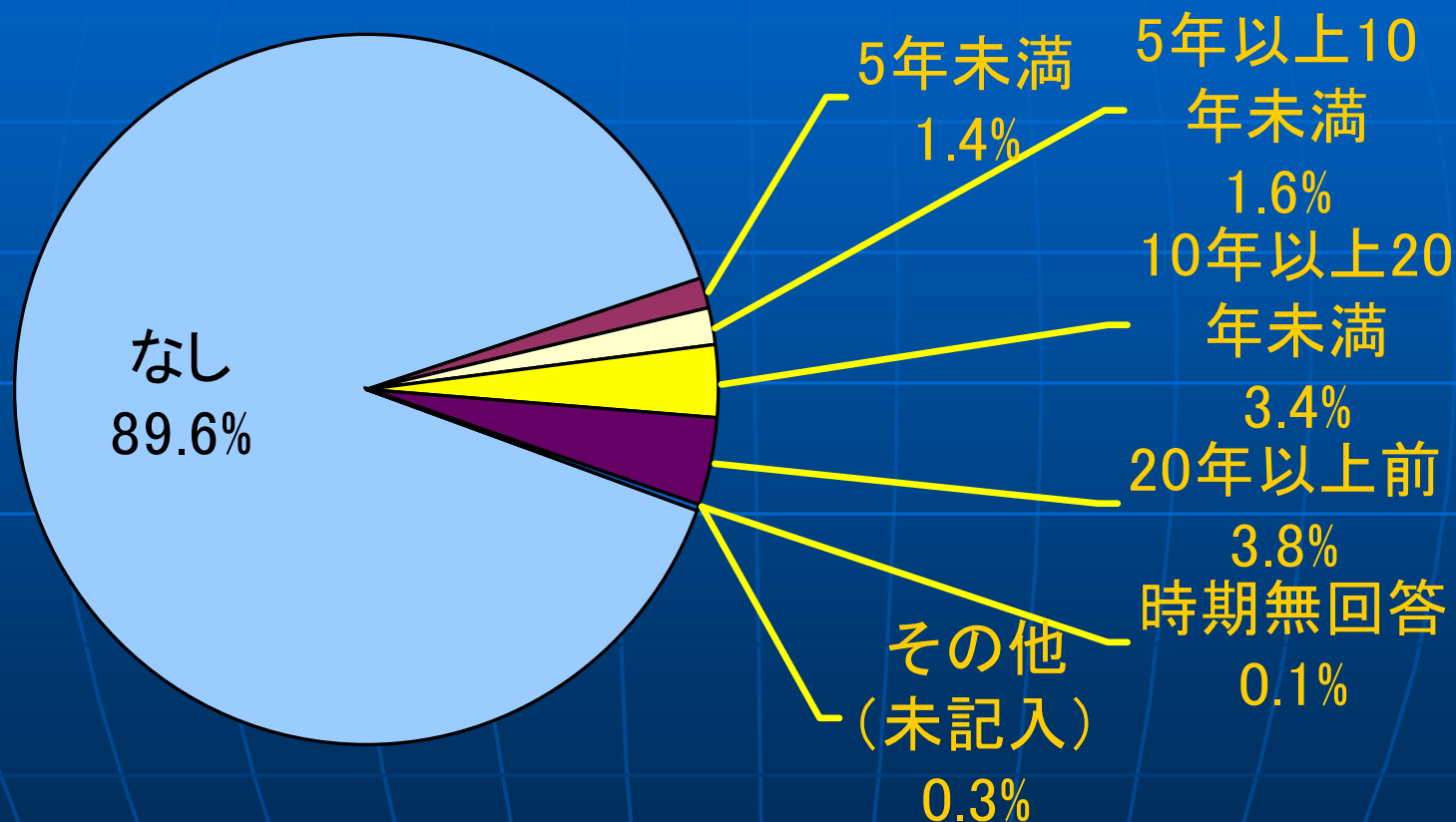
- 調査内容（無記名アンケート調査）

不適正処遇に関する意識

不適正処遇が発生する要因

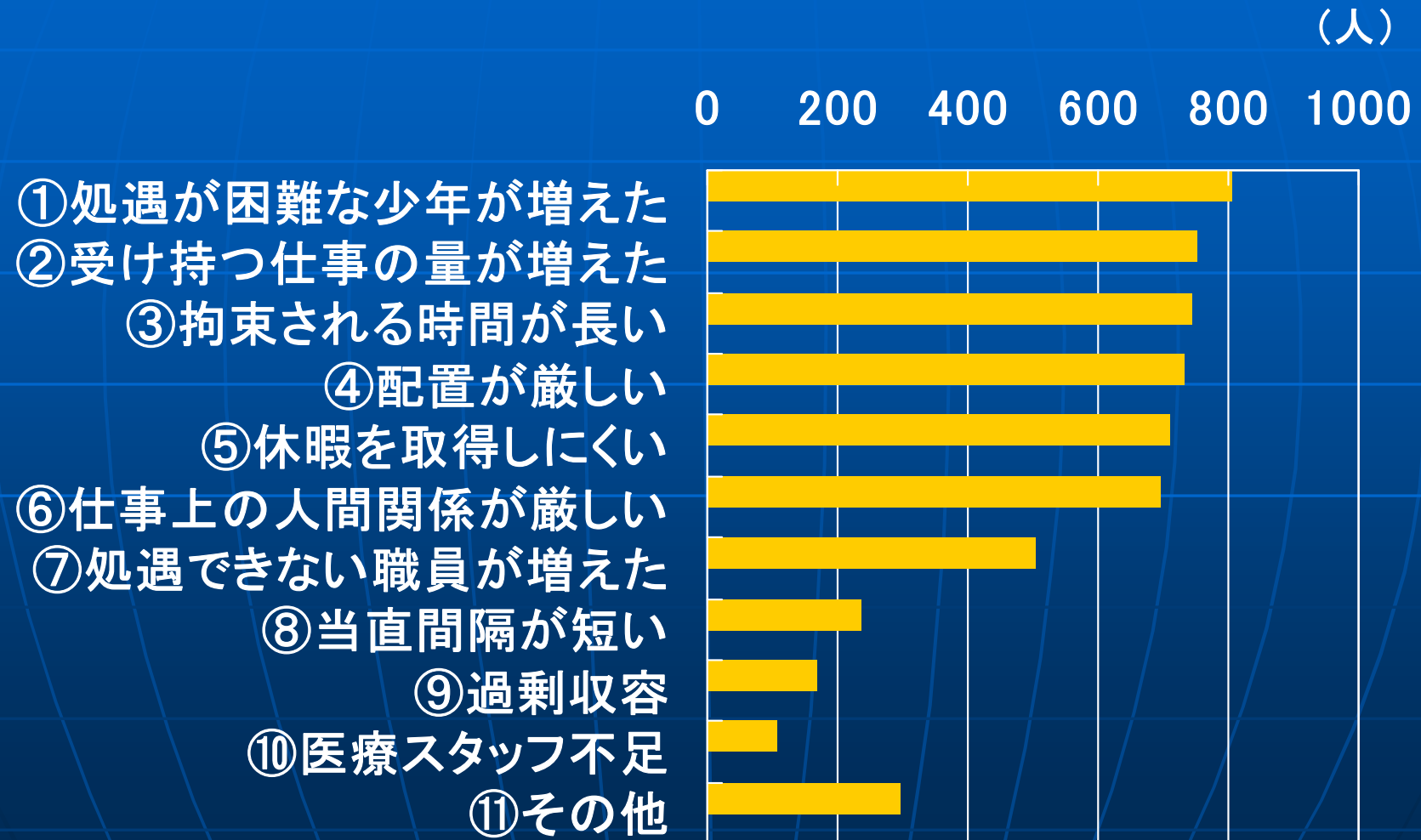
再発防止策

暴行その他虐待をした時期 (制圧等職務執行上認められているものを除く)



※分析結果について、構成比は四捨五入したため、構成比の和が100.0にならない場合がある。以下グラフについて同様である。

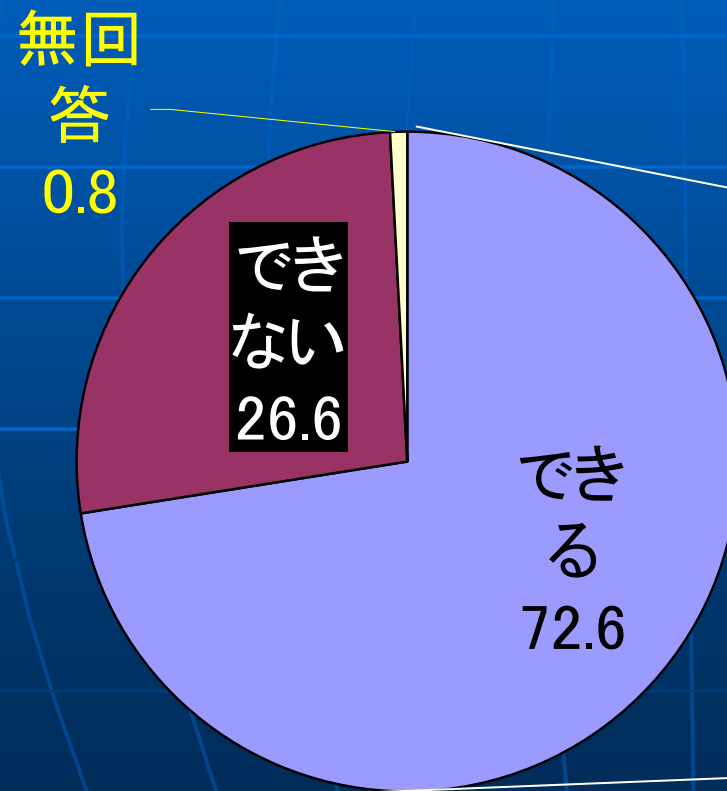
職場でのストレス



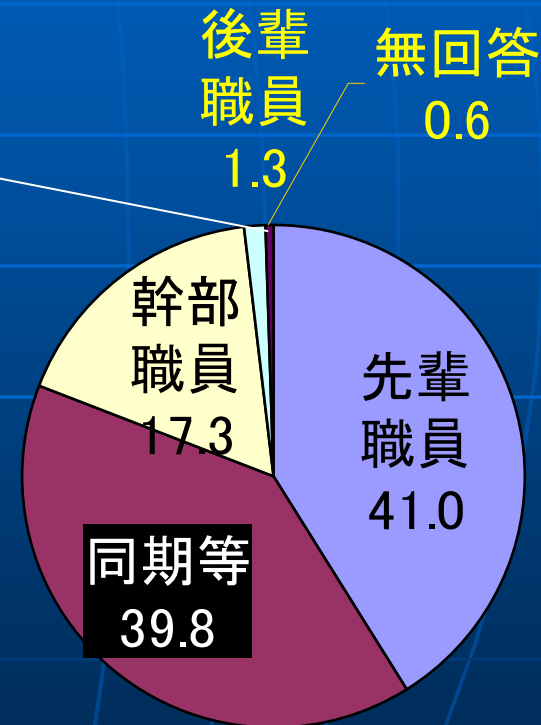
注 複数回答(3項目)

職場での相談相手

気軽に相談できるか否か



相談相手



勤務している少年院の現状の問題点

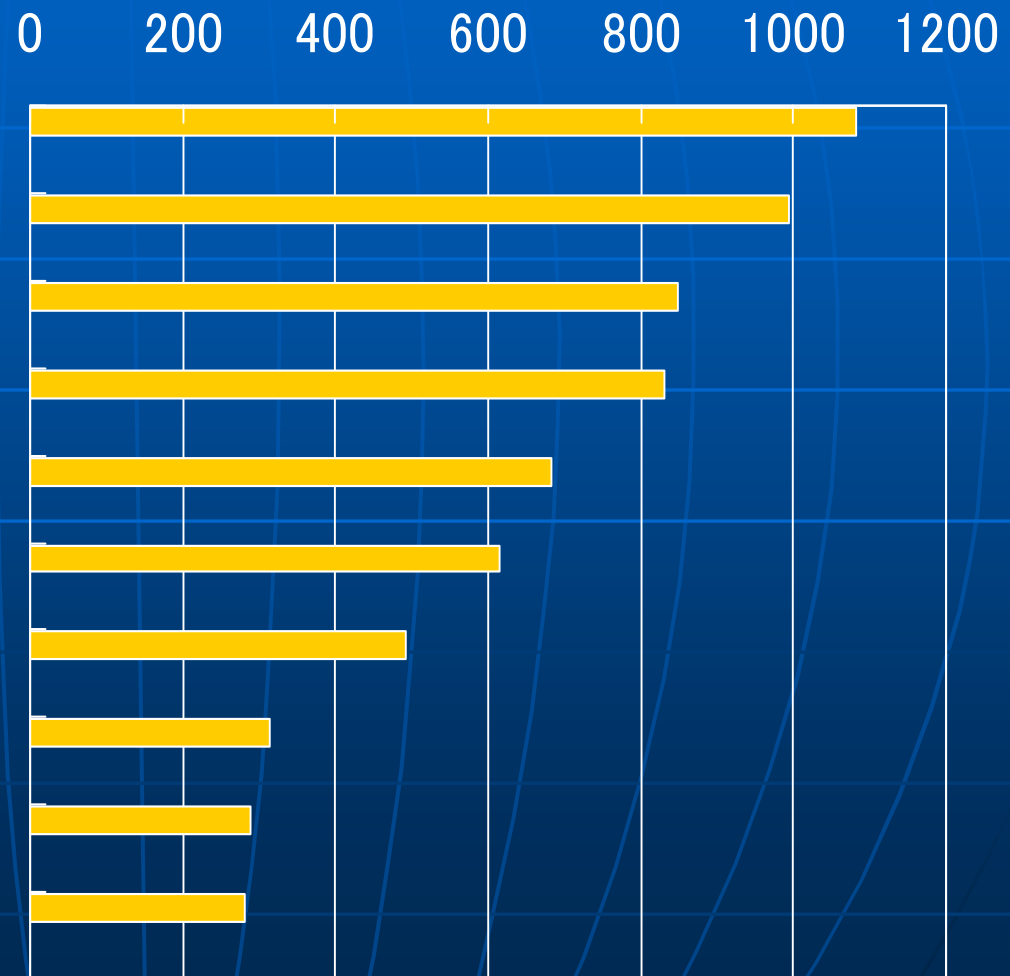


注 複数回答(3項目)

不適正処遇の再発防止策

(人)

- ①特定職員の処遇力に頼らない
- ②幹部と一般職員の意思疎通
- ③職場の士気向上
- ④組織としての一体感醸成
- ⑤指導力のある幹部職員の養成
- ⑥多様な施設を経験させる
- ⑦職員の相互けん制機能強化
- ⑧法令遵守
- ⑨職員の研修制度の充実強化
- ⑩その他



不適正処遇事案についての意見

広島少年院事案を受けての反省点等	582人	25%
広島少年院事案の原因について	434人	19%
組織の在り方や対策の必要性	340人	15%
国民の信頼を失うような行為への憤り	130人	6%
広島少年院事案の影響について	105人	5%
感想・その他	384人	17%
意見なし	324人	14%
計	2299人	100%

広島少年院不適正処遇事案 対策委員会報告

第7 今後の少年院の適正な運営等に向けた 検討課題

- ① 職員の人権意識の向上及び職員育成等の在り方
- ② 少年院の処遇体制等の在り方
- ③ 矯正教育システム等の在り方
- ④ 少年院運営の透明性の確保等の在り方
- ⑤ 少年矯正に関連する法令の整備の在り方
- ⑥ 少年鑑別所に係る同様の課題

おわり



小倉少年鑑別支所

御清聴ありがとうございました。